

事務連絡
令和6年1月24日

各

都道府県
市区町村

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和6年1月23日からの大雪等による災害の被災者に係る
妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政につきましては、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般の災害により、避難所等での生活を余儀なくされた被災者の方々については、身体的・精神的にも厳しい状況に置かれているものと思われま。特に妊産婦、乳幼児に対しては、健康管理に配慮した早急な対応が必要であります。今後、避難所等の生活が予想されることから、必要な継続的な支援についても十分配慮する必要があります。

つきましては、下記のとおりのお取り扱いとしますので、適切な支援をお願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体あてにも事務連絡を送付することを申し添えます。

記

1. 妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて

母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスの取扱いについて、当該被災者から申し出があった場合には、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において被災者の罹災状況等を勘案し、適切にサービスが受けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

また、妊婦健康診査の取扱いについては、次のとおりとなりますので、ご承知置きください。なお、乳幼児健康診査について、集団健診ではなく医療機関に委託して健診を実施している場合にも、次の取扱いに準じてご対応ください。

(1) 対象者

災害救助法の適用を受けた地域の妊婦

(2) 適用に係る取り扱いについて

①避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持たずに避難してきた妊婦については、妊婦からの申し出があった場合には、妊婦健康診査が受診できるよう避難先自治体の妊婦健康診査受診券を交付いただくよう特段のご配慮をいただきたいこと。

②避難先自治体へ被災地である前居住地の自治体の妊婦健康診査受診券を持って避難してきた妊婦が、避難先自治体の医療機関に前居住地自治体の妊婦健康診査受診券を提出して妊婦健診を受診した場合は、通常どおり、妊婦の住所地以外の病院、診療所、助産所での妊婦健康診査として取り扱うこととなり、受診券発行元である前居住地被災地自治体における対応となること。

③災害救助法の適用を受けていない地域の妊婦が他の自治体へ移動した場合は、①の取扱いにはならないこと。

2. 災害により被災した妊産婦及び乳幼児等に対する支援のポイントについて

妊産婦及び乳幼児に対しては、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うことが重要です。

このため、別紙の「避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児に対する支援のポイント」並びに「被災した子どもたちへの支援の留意点」について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師、管理栄養士等の方に御周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

3. 災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について（情報提供）

妊産婦及び乳幼児に対しては、関係機関が連携して健康管理に配慮した支援などを行うことが重要です。

以下のとおり「災害時妊産婦情報共有マニュアル（保健・医療関係者向け）」及び「妊産婦を守る情報共有マニュアル（一般・避難所運営者向け）」をホームページに掲載しておりますので、支援を行う際の参考としていただきますようお願い申し上げます。また、併せて被災者支援にあたって参考となるホームページにつきましても情報提供いたします。

災害時の母子保健対策に関するマニュアル等

(こども家庭庁 HP)

- 災害対応のための情報

<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/saigai/>

※災害対応のための情報をこちらのページにまとめて掲載しております。

(内閣府 HP)

- 災害対応力を強化する女性の視点

～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_01.pdf

- 授乳アセスメントシート①～③（ガイドライン第3部から抜粋）

https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guidelene_10.pdf

(国立成育医療研究センターHP)

- 子どもの心の診療ネットワーク事業 > 災害と子どもの心

<https://www.ncchd.go.jp/kokoro/>

(国立健康・栄養研究所 HP)

- 災害時の健康・栄養について

https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/info_saigai.html

- 赤ちゃん、妊婦・授乳婦の方へ

リーフレット <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/pdf/boshi.pdf>

通常ページ版 <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/hinan3.html>

専門家向け解説 https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/pdf/boshi_pro.pdf

以上

事務連絡
令和6年1月24日

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本産婦人科医会	御中
公益社団法人	日本小児科医会	御中
公益社団法人	日本産科婦人科学会	御中
公益社団法人	日本小児科学会	御中
公益社団法人	日本小児保健協会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
公益社団法人	日本助産師会	御中
公益社団法人	日本栄養士会	御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和6年1月23日からの大雪等による災害の被災者に係る
妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について

母子保健行政の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいている
ところであり、深く感謝申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、市区町村あてに送付し、被災
者に係る妊婦健康診査等の各種母子保健サービスの取扱い等について、特段の
配慮をお願いしているところです。

該当する妊婦が受診等した場合には、別紙を参考に適切に対応いただきます
ようお願いいたします。なお、集団ではなく、医療機関において個別に乳幼児
健康診査を実施している場合にも、別紙の取扱いに準じてご対応ください。

あわせて、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたしま
す。

医療機関の皆様へ

災害により被災された妊婦さんの 健康診査の取扱いについてのお知らせ

災害により被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。今般の災害に係る妊婦健康診査の取扱いについては、下記のとおりとなります。

- ① 健康診査の受診券を持っている場合、通常は、医療機関と契約又は償還払い等の対応となります。
- ② 受診券を持っていない場合は、避難先自治体の健康診査として、受診券を交付いただくよう、避難先自治体に対し特段のご配慮をお願いしているため、妊婦さんに対し、避難先自治体の母子保健担当窓口に相談するよう、ご案内ください。